

審 第 6 1 4 号
答 申 第 2 7 2 号
令和3年5月31日

千葉県病院局長 山崎 晋一郎 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年5月22日付け病経管第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第245号

平成31年4月26日付けで審査請求人から提起された、平成31年2月26日付け病経管第〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）が平成31年2月27日付け病経管第〇〇号で通知した自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関は、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）答申第〇〇号を受け行った協議に係る行政文書に記録された個人情報を特定し、開示決定等を行うべきである。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、平成31年2月15日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「私が開示請求と行政不服審査請求をした件（千葉県情報公開審査会の答申第〇〇号のもの）で、〇〇学会と開示・不開示の範囲について協議を行ったことに係るもの一切。当該学会以外とも協議していれば、当該学会以外のものとの協議に係る分も一切。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る個人情報を保有していない（答申第〇〇号を受け〇〇学会と協議を行ったことを示す文書において、開示請求者の個人情報は何ら記録されていない。）として、本件決定を行った。
- （3）審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し、平成31年4月26日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4）実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和元年5月22日付け病経管第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- （1）審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

（ア）本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

（イ）裁量的開示を実施することを求める。

イ 本件審査請求の理由

(ア) 文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

(イ) 本件不開示部分は、いずれも、条例第17条のいずれの号にも該当しないか、たとえ2号、3号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書全てに該当する。

(ウ) 審査請求人は、審査会の答申第〇〇号の件に係り行政文書開示請求（以下「本件行政文書開示請求」という。）及び行政不服審査請求をした者であることから、「答申第〇〇号を受け〇〇学会と協議を行ったことを示す文書」（以下「本件文書」という。）については、審査請求人の個人に関する情報である。

そして、本件行政文書開示請求、行政不服審査請求及び答申の内容、開示請求書の作成年月日、異議申立書記載の年齢及び作成年月日、それら請求の受付日等と、実施機関において保管されている開示請求書や異議申立書や意見書といった行政文書に記載された審査請求人の氏名、印影、年齢、住所、電話番号等の情報とを照合することにより審査請求人を識別することができることとなるものである。

そうすると、本件文書については、条例第2条第1号イに該当するということができ、同号に定義される個人情報に該当する。

したがって、本件文書は、審査請求人の個人情報として条例第15条第1項の規定により開示請求することができるものである。

それにもかかわらず、本件決定では、審査請求人の個人情報に該当しないとして開示請求することができないものであるとされたのであるから、違法であり、取り消したうえで全部を開示すべきである。

不開示部分は、いずれも、条例第19条に該当する。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 審査請求人は、本件に限らず、請求対象行政文書及びそれに記載された対象個人情報を特定したうえで全部開示すること並びに条例第19条による裁量的開示を求めているが、これらを一定の作為として法の許容しない審査請求であり不適法却下を免れないということにはなっていない。また、審議会は、従前、対象個人情報の特定及び条例第19条該当性について判断してきたものである。そして、担当課は、本件審査請求が不適法却下にならないことを十分に知っていたというべきであり、あえて却下を求めること自体が裁量権の範囲の逸脱又はその濫用にあたるというべきである。

イ 対象個人情報の特定という本件と同様の争点について、横浜市情報公開・個人情報保護審査会では、個人情報該当性を認めている（平成29年4月27日付け横情審答申第1390号）。

そうすると、本件でも個人情報該当性を認めるべきである。

ウ 本件で審査請求人が開示を求めている個人情報は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「情報公開条例」という。）に基づいて実施機関の審査請求人に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日付け病経管第〇〇号の行政文書部分開示決定により開示を受けている。本件行政文書開示請求に対して不開示事由に該当しないとして開示した以上、対象個人情報は本件開示請求に対しても開示すべきである。

実際に、本件行政文書開示請求で入手した行政文書の写しには、以下の情報が記載されているが、これらはいずれも、条例第2条第1号イに定義される個人情報に該当する。

本件行政文書開示請求で入手した行政文書の写しに記載されている審査請求人の個人情報は、審査請求人が開示請求者及び異議申立人となった件の答申書の番号、日付け及び内容、本件行政文書開示請求、処分、異議申立て、諮問、答申、決定再処分の日付け及び内容、審査請求人である開示請求者及び異議申立人が本県の一般県民であること及び男性であるという性別、その他主要な経過、審査請求人が住民訴訟や情報公開訴訟を遂行してきたこと、審査請求人が遂行した住民訴訟や情報公開訴訟の日付けや内容等、開示請求の対象文書の枚数等である。

上記個人情報は、情報公開条例第8条第2号ただし書イロハに該当するか、もしくは、実施機関において保管されている行政不服審査請求や住民監査請求や住民訴訟や情報公開訴訟に係る開示請求書や異議申立書や意見書や訴状や準備書面や控訴状や上告受理申立書や理由書や判決書や決定書といった行政文書に記載された開示請求者、異議申立人、原告、控訴人及び上告受理申立人である審査請求人の氏名、印影、年齢、住所、電話番号、主張内容等の一般人に入手することができない情報が同号括弧書きの「他の情報」には含まれないことにより、開示されたものである。これに対して、本件では、ほぼ同様の文言を有する条例第2条第1号イ括弧書きの「他の情報」とは、一般人にも入手可能な情報だけではなく、実施機関において保管されている行政文書に記載された情報も含むものである。

そうすると、実施機関においては、審査請求人という特定の個人を識別することができることとなる情報である。このように解釈することこそが、条例及び情報公開条例に合致するものと言うべきである。このような解釈適用こそが、住民訴訟とともに地方行政の適正・透明化に大きく寄与している、何人も開示請求できる情報公開制度と個人情報開示制度とを両立して効果的に機能させることになるというべきである。

したがって、本件対象個人情報は、本件行政文書開示請求に対しては、開示すべきであることを維持すべきであるが、本件開示請求に対し

ては、個人情報に該当しないとして不開示とすることは許されず、個人情報に該当するとして開示すべきである。

エ 実施機関は、条例第2条第1号イ括弧書きについて照合の容易性を付加するが、条例に基づく個人情報開示において、照合の容易性を要件とすることは違法である。

条例に基づく個人情報開示に係る規定も、民間部門には適用されず、千葉県という地方公共団体の実施機関にのみ適用されるものであって、民間の営業の自由への配慮から個人情報のある程度限定することが必要であるとは言えないうえに、民間部門より厳格な個人情報保護が必要であると考えられると言ふべきである。

また、たとえ照合の容易性を必要としたとしても、前記ウで述べたとおり、容易に照合することができるものである。

さらには、条例第30条及び第39条の規定による訂正請求及び利用停止等請求は、いずれも、開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報について行うことができるとされていることから、これら請求権の行使をすることができるようにするためにも、個人情報開示決定を受ける必要がある。

したがって、解釈上の不存在とされた本件対象個人情報は、開示すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 却下を求める弁明の理由

法に基づく審査請求は、行政庁の処分の違法又は不当を理由として当該処分の取消し等を求める（法第2条及び第46条）か、あるいは、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした場合に、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁が当該申請に対して何らの処分もしないときに、その違法又は不当の宣言を求める（法第3条及び第49条）制度である。

これを本件についてみると、審査請求人は本件審査請求で、実施機関に請求対象文書を特定した上で請求した情報についての全部開示及び裁量的開示を求めているが、このような一定の作為を求めることは、法の許容しない審査請求であり、不適法であるから却下を免れない。

(2) 本件決定の妥当性

ア 対象行政文書の特定について

審査請求人は、前記3（1）イ（ア）及び（ウ）のとおり、実施機関による対象行政文書の特定が不十分である旨を主張しているものと解される。そして、この主張に当たっては、特定の個人の識別について、審

査請求人独自の解釈を展開しているものと認められる。

この点、条例第2条第1号イの「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報のみでは特定の個人を識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものをいうと解される。

これにより実施機関が行政文書を探索したところ、本件開示請求に係る行政文書には審査請求人を識別することができる個人情報は何ら記載されていないと認め、本件決定を行ったものである。

よって、実施機関は適切に文書を特定したものであり、この点に何ら違法又は不当はない。

したがって、審査請求人がいうところの、対象文書の特定が不十分であるという主張には理由がない。

イ 不開示情報該当性について

審査請求人は、前記3（1）イ（イ）のとおり、実施機関が本件決定で不開示とした部分は条例上不開示とする根拠がないと主張しているものと解される。

しかし、前記2（2）のとおり、実施機関は本件開示請求に対し文書不存在の旨の不開示決定を行ったものである。

実施機関は本件開示請求に係る個人情報を保有していない以上、開示不開示の判断には至っておらず、この点で審査請求人の主張はそもそも失当である。

したがって、対象行政文書の不開示情報該当性に係る審査請求人の主張には理由がない。

（3）結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は違法又は不当ではない。

5 審議会の判断

（1）本件開示請求の内容及び本件決定について

ア 本件開示請求は、審査請求人が行った本件行政文書開示請求に対する決定に係り、審査会が審査請求人がした異議申立てについて審査会答申第〇〇号により答申したことについて、実施機関と〇〇学会との間で当該答申を受けて開示・不開示の範囲について協議を行ったことに関する個人情報を求めるものである。

イ 実施機関は、前記2（2）のとおり、本件文書において審査請求人の個人情報は何ら記録されていないことから、本件開示請求に係る個人情報を保有していないとして、本件決定を行った。

（2）個人情報の特定について

ア 実施機関は、前記４（２）アのとおり、本件文書に審査請求人を識別することができる個人情報は何ら記載されていないとして、個人情報を特定しなかった。

イ 審査請求人は、本件文書は条例第２条第１号イに該当し、同号に定義される個人情報に該当すると主張しているので、以下検討する。

ウ 条例第２条第１号イの規定で定義される個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）である。

審議会で見分したところ、本件文書には、本件行政文書開示請求に係る請求内容、請求日、決定日、異議申立日、諮問日、答申日及び答申番号が記載されている。

これらの情報は、当該情報のみでは当該情報の本人である特定の個人を識別することはできないものの、前記の本件行政文書開示請求に係る請求内容、請求日、決定日、異議申立日、諮問日、答申日及び答申番号と、実施機関が保有する「他の情報と照合すること」により、本件文書に記載された情報の本人である特定の個人を識別することができ、当該特定の個人は審査請求人であると認められるから、本件文書に記載された情報は、審査請求人の個人情報であると認められる。

そうすると、本件開示請求に係る個人情報が存在するといえるため、個人情報を保有していないことを理由とする本件決定は妥当ではない。

したがって、本件文書に記録された個人情報を特定しなかった実施機関の判断には誤りがあるので、本件文書に記録された個人情報を特定し、改めて開示決定等を行うべきである。

（３）結論

以上のことから、「１ 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

６ 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年5月22日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和元年6月5日	反論書の写しの受理
令和3年2月25日	審議（令和2年度第8回第1部会）
令和3年3月25日	審議（令和2年度第9回第1部会）
令和3年4月22日	審議（令和3年度第1回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者